〇松下議長 通告3番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず1点目は、敬老会会場となる総合体育館についてであります。

敬老会の開催は、バスを各方面に出していただいたり、お弁当を用意していただいたり、日ごろ見ることのできない演芸などがあり、市民に大変喜ばれております。しかし、参加者の方から会場についての安全対策について、要望、意見が私のところに寄せられてきました。それは、会場の座席が階段状になっているため、会場から出ていく際、転倒しないかと気にかかって、演芸の鑑賞どころではないというものでした。また、会場から出ていく場合、当人は他の方に迷惑がかからないようにと少し慌ててしまうとの話もあります。私も実際に会場では、危うく転倒寸前の場面も目にしたことがございます。手すりがあれば多少階段の上り下りはスムーズにいく場合もありますが、会場では手すりがありません。転倒による危険は骨折だけでなく、頭部を打てば命にかかわることにもつながります。

当日は、当然、市の職員の方も配置されており、転倒の危険回避だけでなく、予期せぬ体調不良の場合にも対処できる状況をつくっておられるかと思いますが、いつどこで起きるかわからない転倒による事故が発生させないためにも、安全性については、常に意識を持って対応していかなくてはならないと思います。そこで、会場の安全性について、市の認識と取り組みについてお聞きをいたします。

敬老会の内容などについては、さまざまなご意見がございます。例えば、演芸についての意見や弁当の内容、バスの集合場所の問題など、その意見も多種多様で、全てに納得がいくようにすることは不可能かと考えますが、しかし、参加者から上げられる意見の把握、これについてはどのようになっているのか、また、どのようにつかんでいるのか、お聞きいたします。

3つ目は、参加できない方への対応についてであります。

行きたくても行けないという方、例えば、一人での外出が困難な介助が必要な方や、ベット上の生活を送っている方も少なくありません。また、入院している方など、こうした状況に何らかの平等な対応ができないものかという市民の意見をたくさんいただいております。参加できない該当者についての対応について、どのように考えるのかをお聞きいたします。

- ○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○杉原生活福祉部長 市來議員のご質問にお答えいたします。

敬老会会場となる総合体育館について、1点目の会場内の安全性についてでございますが、階段式の観覧席は、歩行に支障のある方には上り下りが負担であったり、転倒の心配があることは十分認識しております。そのため、階段の上り下りができない方のために、直接フロアで観覧できる場所を設けております。また、観覧席の登り口に身体を支えるための手すりを特別に設置するとともに、会場内には職員を配置し、介添えや移動時の支援を行う等、転倒に対して細心の注意を払うよう努めております。

2点目の参加者からの意見はについてでありますが、毎年、敬老会終了後にいただいた参加者の意見や運営スタッフである各係ごとに気づいたことや気になる点について意見集約を行い、老人クラブ代表、区自治会代表等から成る実行委員会で、次年度に向けて問題解消への対応や改善方法等慎重に協議・検討しているところであります。特に、対象者が高齢者であることから、安心・安全面等に最大限に気を配る必要があるため、仮設の手すりの設置や段差への注意喚起の表示、総合体育館東側入口の渋滞及び安全対策としての警備員の配置、受付時の熱中症対策、弁当の保管方法等、これまでいただいたご意見等を踏まえ、種々の改善を図ってきたところであり、今後も高齢者の視点で検討・協議し、事故防止の徹底に努めてまいります。

3点目の参加できない該当者への対応についてでありますが、市内各所に臨時の停留所を設け、送迎用バスを運行することで、移動手段がないなど、会場まで来ることができない方への利便性の向上を図っております。また、バスには運営スタッフとして、民生委員、児童委員や職員が添乗し、乗降の介添え等の支援を行うよう心がけております。今後もさまざまなご意見を参考に、多くの皆様が一日楽しくお過ごしいただける敬老会の実施に努めてまいります。

〇松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけお伺いしたいと思うんです。

最後の点で聞いたところの部分で、参加できない方についての部分は、今言われたのは、多分バスで迎えに行った場合に、職員等々も付き添いながら、乗りやすく したりとか、そういった形でやっていっているということですが、私がちょっと言 いたいのは、全く足を運べないという方々に対する支援じゃないんですけど、そういう平等な対応というのは何かできないものかということがあるんで、それについてどのように考えているのかをお聞きしたいなということを思います。

- ○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○杉原生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

敬老会に参加したいけれども、バス自体も使えないというような方に対する対応 ということでございます。いろんなケースがありますので、全ての方に対応すると いうのは、恐らく難しいことであろうかなというふうには考えてございます。ただ、 そういうご意見もあるということを踏まえた中で、実行委員会等で検討していきた いと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 これで市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 2点目は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱について であります。

3年ごとに発表される日本の子供の貧困率は、過去最悪の16.3%、2012年になりました。ほぼ6人に1人の子供が貧困状態にあることを示す数字です。国民全体の貧困率16.1%を上回ったのも今回が初めてです。

日本の子供の貧困率は、OECD加盟国34カ国中、ワースト10の深刻さです。中でも深刻なのはひとり親家庭世帯で、その相対的貧困率は54.6%に及びます。貧困率が急増する背景には、政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り捨てによる貧困と格差の拡大があります。

国連は、子供の経験する貧困は、子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定と強く警告し、各国に克服を求めています。経済協力開発機構、OECD加盟34カ国中でも最悪水準にある日本でこそ、子供の貧困の解消は緊急の課題として位置づけなければなりません。

昨年6月に成立した子どもの貧困対策推進法は、どういう状況が貧困なのかという基本概念も定義されてないことや、貧困率の削減目標も盛り込まれないなど不十分な法ですが、子供の貧困解決に社会全体に取り組んでいく第一歩となります。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、

貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

そして、今年8月に貧困法の課題や目標を示した子どもの貧困大綱が閣議決定されました。親から子への貧困の連鎖を断ち切ることをうたい、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で40項目の課題等々を挙げています。しかし、実効性ある施策が乏しく、間接的な支援ばかりとなっています。しかも大綱は5年後に見直しを行う方向ですが、実態に即したものになるのか懸念いたします。

親の病気や死去、離婚、失業など、さまざまな事情で家計が苦しくなり、子供にしわ寄せがいく。子供の貧困の広がりが、厚労省の2013年の国民生活基礎調査でも浮き彫りになりました。特に、苦境に立たされているのはひとり親世帯です。同世帯の子供の貧困率は54.6%と突出しています。

調査の中で、ひとり親世帯のほとんどを占める母子世帯の8割以上が生活が苦しいと答えました。大変苦しいと訴える母子世帯は49.5%に上りました。シングルマザーは働いている人たちがほとんどです。一人で子供を育て、働くという厳しい条件の中で、幾ら働いても困窮状態から抜け出せない事態は、社会のあり方として異常な姿です。

最近は、両親のいる世帯でも子供の貧困が広がる傾向があると言われています。 父親が失業し、母親が非正規雇用の子育て世帯の増加などです。親の過酷な雇用、 経済環境が子供たちを直撃していることは極めて重要です。貧困状態に置かれた子 供たちは食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療を受けられないなど、健 康が脅かされています。給食費や教材費、修学旅行費などが負担できず、学校生活 から脱落する子供も生まれています。経済的理由から進級・進学を断念する例は後 を絶ちません。家庭や子供の自己責任では済まされません。

未来を担う子供が劣悪な状態に置かれ、将来の可能性を奪われていることは、子供の人生にマイナスだけではなく、日本社会の重大な損失にもなります。こうした子供の貧困をなくすためには、国・県はもちろんですが、地方自治体としても力を発揮し、実態に即した支援等も必要になってきます。

そこで、今回、子どもの貧困対策の推進に関する法律に対する市の考えについて、 まずお聞きをいたします。

2つ目は、子供の貧困について、市の実態調査はどうか、状況をどのようにつか

んでいるのかをお聞きいたします。

3つ目は、法の施行に伴って、市での施策の進捗状況についてお聞きをいたします。

4点目は、現在、次世代育成支援対策行動計画が策定されておりますが、今後、 子ども・子育て事業計画が作成される予定となっております。子どもの貧困対策と いう点を盛り込んでいく考えについてお聞きをいたします。

5点目は、子どもの貧困対策について、福祉の視点から、そして教育の視点から、 何らかの対策の考えはあるのかをお聞きいたします。

- ○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 皆さん、おはようございます。

子ども貧困対策推進法に対する質問にお答えをいたします。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を 図る子どもの貧困対策は、極めて重要であります。市といたしましても、この目的 及び理念に沿って、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済 的支援などの施策に、国・県と協力しつつ、総合的に取り組んでいかなければなら ないと認識をいたしてございます。

この法律は、平成26年1月17日に施行され、法律に基づく国の子どもの貧困対策に関する大綱が8月29日に閣議決定されたところでありますので、今後、その取り組みを進めてまいります。

- ○松下議長 生活福祉部長。
- ○杉原生活福祉部長 引き続きお答えいたします。

岩出市における状況につきまして、昨年度の生活保護世帯に属する子どもの高校進学率は100%、それから高校中退率はゼロ%、大学等進学率は100%となっております。また、生活保護世帯に属するひとり親家庭への子どもの就園率は、平成26年12月1日現在、80%、就業率は31.6%となっております。岩出市独自の実態調査は、現在のところ行ってございません。

続いて、進捗状況についてでありますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、去る8月29日に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところであり、市としましては、今後、この大綱に沿って各施策に総合的に取り組んでまいります。大綱に沿って、来年度、新たに、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、

課題を分析し、包括的な支援を行う自立相談支援事業及び妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業を実施する予定としてございます。

次に、子どもの貧困対策を盛り込んでいく考えはあるのかについてでありますが、 今年度策定する「岩出市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)に、子どもの貧困 問題への取り組みの推進について掲載する予定でございます。

次に、福祉の視点からの子どもの貧困対策については、国と協力しつつ、また、 今後策定されます県の計画を踏まえ、生活支援、就労支援、経済的支援等に係るさ まざまな施策の中で、総合的に取り組んでいくべきものと考えております。先ほど 申し上げましたとおり、大綱に示された事業としては、来年度に新たに自立相談支 援事業及び養育支援訪問事業を実施する予定でございます。

- 〇松下議長 教育部長。
- ○谷中教育部長 続きまして、教育委員会としての子どもの貧困対策について、お答 えいたします。

岩出市の状況につきましては、実態調査は実施しておりませんが、大綱の中にある子どもの貧困に関する指標に関連する次のような状況を把握しております。今年度のひとり親家庭の割合は、小学校では14.2%、中学校では16.9%となっております。就学援助率は、小学校で11.1%、中学校で14.6%となっております。また、平成25年度のひとり親家庭の高校進学率は97.7%となっております。

次に、市の施策の進捗状況につきましては、今までも就学援助制度の実施や特別 支援教育就学奨励費の支給、学童保育、放課後補充学習、放課後子ども教室の実施 など、大綱に盛り込まれている諸施策を実施しているところでございます。今後も、 福祉課等との連携のもと、この大綱に沿って各施策を総合的に取り組んでまいりま す。

続きまして、教育の視点からの施策につきましては、先ほど市の施策の進捗状況 としてお答えしたとおり、学校と連携しながら進めているところであります。これ らの施策を推進するに当たっては、今まで以上に学校との連携を密にしていく必要 があると認識しております。

なお、大綱の教育の支援に位置づけられている学力保障として、本会議で補正予算として先日ご承認いただいた土曜学習教室を3学期から新たに始めることとしています。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、子どもの貧困対策の推進に関する法律について、市長がお答え いただきました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない よう、しっかりと施策を講じていくいうことについては、全く私たちと同じ考えで あるとは考えます。

子どもの貧困対策法は、親から子への貧困の連鎖を断ち切る第一歩となる法律です。政府も、この貧困の連鎖という言葉を用いて、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないと大綱の中でも書かれております。貧困の連鎖とは、親の貧困によって子どもが十分に教育が受けることができず、進学、就職で不利な状況になる。当然安定した就職につけず、その子どもが、また子ども世代の貧困となり、十分に教育が受けることができずというような世代を超えても、なお貧困が続くということです。

こうした貧困の連鎖、先ほども就学率とか等々もお答えしていただいたように、 ほぼいけてるんだという形でとらせていただくんですが、しかし、こうした親の貧 困が、子どもがそのまた親になってもまた貧困というサイクルということが、政府 としてもこのように言われていることなんですが、これについて、どのように市の 認識としてあるのかをお聞きをいたします。

次に、計画や施策というのは、今後、必要となってくることですんで、今後、実際に考えていくかと思われます。一番大事なのは、実態に即した実効性のあるものに施策というのをつくっていかないと、あっても使えなかったり、該当者がいなかったりということではなりません。

例えば、岩出市でもひとり親家庭ということも増加している中で、どういった支援ができるのかというのを1つ環境の中で、岩出市の実態の起こっている中で、考えていっていただきたいというんと、具体的な点を上げると、就学助成制度ありますよね。学校給食の問題で、児童扶養手当を満額支給されている方以外から徴収するという形になりました。この点についても、本当に徴収することによって新たな生活苦が生まれてないのかというのもあわせて、実態調査ではないですけど、しっかりと検証がやっぱり必要だと思うんです。それについてどのようにしていくのかという点をお聞きいたします。

もう一つ、大綱の中には学校の教育の支援という問題では、学校を子どもの貧困 対策のプラットホームと位置づけるという形になっていまして、これが学校教育に ある学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る等々と書いてあるんですが、これまでにも学校内、一番現場というのは子どもの状況がわかるというのは学校現場です。そういった中では、やはりプラットホームと位置づけるという点では、学校からこれまでにもいろんな形で上がってきたと思うんですが、やはり、それは現場がしっかりと、こういうことを理解しながら、すぐに行政につなげるということをしていただくというのが大事だと思うんです。その辺について、今後のやっていかなければならない問題、また、今の段階でも、行政にもしかしたら上がってきてないかもしれないという状況もあります。また、福祉関連に上がってきても教育に行き渡ってないという部分もあり得るかもしれません。

そうした状況から考えて、やはり、全体で子供の貧困、1人の子供が対象であれば、その人にとって、どういう福祉からどういうかかわりができるのか、教育からかかわりができるのかという点をしっかりと共有した中で、子どもたちを貧困から守るという対策が必要となりますが、その点について、どのようにやっていくのか、連携の問題で、そのことをお聞きをしたいと思います。

- ○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○杉原生活福祉部長 貧困に関する再質問にお答えいたします。

子どもたちは周囲やいろんな環境の影響を受けながら、よくも悪くも成長していくものでございます。こうした中、貧困世帯の子どもたちは多くの欠落を抱えたまま大きくなることが懸念されるところでございます。親世代の問題から少しでも自由にすることが社会の大人たちの務めであり、子どもに健全な育ちや教育の機会を提供しないことは、次代を担う地域社会の宝を失うということにつながりかねません。そういう意味では、市としましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的や理念に沿って、関係機関、関係部局と連携して、しっかり各施策について総合的に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。よろしくお願いします。

- 〇松下議長 教育部次長。
- ○秦野教育部次長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校プラットホームとしてどのように対応していくのかということでございますが、今も学校からさまざまな情報が教育委員会に寄せられてきております。

例えば、子どもの虐待であったり、子どもを保護者さんが、言い方は悪いかもしれませんが、夜逃げしたとか、そういった状況を逐一報告が来てございます。そういった情報を福祉課と連携しながら、教育委員会指導主事も要対協のほうに出席させていただいたりして、とにかく福祉との連携を強化しつつ、貧困対策に取り組んでいるところです。

学校は子どもの教育が中心になってくるんですが、子どもの状況を一番よく見えているのが学校だと思いますので、今後も貧困対策という視点をもって臨んでいきたい、そんなふうに思います。

なお、給食費の件もご質問あったかと思います。就学援助で児童扶養手当全部支給以外の方については、給食費を頂戴していますが、児童扶養手当が全部支給になっていないというあたりで、給食費、ご負担いただくことについては、対応していただけるというふうに認識してございます。

以上です。

○松下議長 以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。